

【令和6年度 南城市結婚新生活支援事業】

♡♡新婚さんの新生活を応援します♡♡

※受付は令和6年7月頃開始予定です。

令和6年1月から令和7年3月までに結婚された方限定

南城市では、新婚世帯の新居の取得・賃貸・引越費用の補助を行っています。
1世帯あたり上限24万円、取得の場合は上限30万円を支給します。

※対象要件あり
裏面でチェック



【補助対象経費】

- ①住宅の取得費用
- ②賃貸住宅に係る賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ③住宅のリフォーム費用

【補助対象経費】

- ④引越費用
- ※但し、引越業者又は運送業への支払にかかる実費

令和6年度の補助対象は令和6年4月～令和7年3月に支出した経費です。

※婚姻日以降の支出が対象になります。

<対象となる世帯> (①～⑦の要件を全て満たす世帯が対象となります)

- ①令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、受理されている。
- ②夫婦の婚姻日における年齢がともに39歳以下である。
- ③夫婦ともに市内の補助を受けようとする住宅に居住し、その住所に住民登録がある。
- ④前年（令和5年1月～12月）の夫婦の所得の合計額が500万円未満である。
※奨学金を返済している場合は、年間返済額を所得額から控除します。
- ⑤他の公的制度による家賃補助、補助金等を受けていない。
- ⑥過去にこの補助金を受けたことがない。
- ⑦市税等の滞納がない（固定資産税、市県民税、軽自動車税）。

※前年度（令和5年度）にこの補助金の決定を受けたが、受給額が補助上限額に達していない世帯については、受給額と補助上限額の差額分を申請することができます。

南城市役所健康福祉部
社会福祉課

TEL098-917-5334
FAX098-917-5427

結婚新生活支援事業補助金チェックシート

婚姻届の受理日は令和6年1月1日～令和7年3月31日ですか？

いいえ



はい

夫婦ともに市内の補助を受けようとする住宅に居住し、住民登録がありますか？

いいえ



はい

婚姻日における夫婦の年齢がともに39歳以下ですか？

※年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算される取扱いになります。

いいえ



はい

夫婦の令和5年中（令和5年1月1日～12月31日）の合計所得は500万円未満ですか？（所得額は令和6年度の所得証明書を取得して確認してください）

※貸与型奨学金の返済をしている場合は、合計所得額から返済額を控除します。
所得証明書と同一期間に返済した金額が控除できます。

（貸与型奨学金：公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された奨学金）

いいえ



はい

該当する項目がありますか？

- ・生活保護による住宅扶助、その他公的制度による家賃補助等を受給している。
- ・過去にこの要綱に基づく補助を受けている。
（ただし、前年度に補助の決定を受けた夫婦で、受給額が補助上限額に達していない場合は、上限額と受給額との差額分を申請できる）
- ・南城市三世帯同近居支援補助金を受けている。
- ・市税等の滞納がある。

はい



いいえ

該 当

※婚姻日以降の支出が対象です。

※予算に限りがあるため、令和7年3月31日より前に受付を締め切る場合があります。ご了承ください。
（申請をお考えの方はお早めにご相談ください）

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
南城市健康福祉部社会福祉課 TEL098-917-5334